

愛知みずほ大学における学生の敷地内全面禁煙実施に関する基本方針

令和元年10月2日 学長裁定

(趣旨)

1. 「健康増進法」の一部を改正する法律が公布（2018年7月25日）され、望まない受動喫煙の防止を図る取り組みが一層強化されたことを踏まえ、健康に関する知識や実践力を身に付けた人材を育成し、以て社会に貢献することを使命とする本学では、健康を損なうおそれがある喫煙や受動喫煙がない環境や教育を実践するために、学生の本学園敷地内における全面禁煙を徹底し、禁煙指導を行う。

(禁煙指導の対象地区)

2. 次に掲げる地区を禁煙の対象とする。
 - ア 学校法人瀬木学園が所有する全ての敷地（学園の建物、図書館、体育館、グラウンド、テニスコート等を含む。以下「本学園内」とする）とし、本学園内に駐車する車内であっても対象とする。
 - イ 本学園の敷地外であっても、法令等に定められた禁煙地区については対象とする。
 - ウ 実習、学外研修等（他に想定されるものがある場合）で使用する敷地内も対象とする。

(禁煙指導の対象者)

3. 本学の学生を対象とする。

(指導対象行為)

4. 喫煙、喫煙に類する行為及び喫煙等に伴い他者に迷惑をかける行為を禁煙指導の対象とする。

なお、敷地外であっても喫煙等により、他者に迷惑をかけていることが明らかな場合、禁煙指導の対象とする。

(禁煙指導及び支援)

5. 2. に定める対象地区における煙並びに吸殻の投げ捨て等、4. に定める行為に対する指導として、必要に応じて教務・学生委員会等による巡視を実施する。また、教務・学生委員会と保健室は協同で、喫煙者に対する禁煙指導、禁煙相談等の支援を行うと共に、禁煙・受動喫煙に関する啓発活動を必要に応じて実施する。

(周知)

6. 本学における敷地内全面禁煙に関して、本学のホームページへの掲載や学生に対する通知、掲示等の方法により、学内外に対して周知を行うものとする。

(懲罰)

7. 巡視等において、4. に掲げる行為に関する指導を受けた者に対しては、学則にもとづく懲戒処分等を行うことができるものとする。なお、該当者が未成年者の場合は、「未成年者喫煙禁止法」より禁止されていることを鑑み、懲戒処分を行うものとする。

備考

喫煙行為とは

- ・火のついたタバコ等を口に咥えた状態

喫煙に類する行為とは

- ・火のついたタバコ等を所持している状態
- ・火のついていないタバコ等を口に咥えた状態
- ・火のついたライター等を所持している状態

喫煙等に伴う他者に迷惑をかける行為とは

- ・歩きタバコ
- ・吸殻の投げ捨て
- ・火のついた状態でライター等を持ち歩いている状態

タバコ等とは

- ・紙巻タバコ
- ・加熱式タバコ
- ・電子タバコ
- ・無煙タバコ
- ・葉巻
- ・パイプ
- ・キセルなど

喫煙の懲戒について

1回目 教務・学生委員長の指導

誓約書

保証人への通知

2回目 停学（懲戒処分）

保証人への通知